

閲覧用

— 皆様のご意見をお寄せください —
「杉並区就学前教育振興指針（案）」について

杉並区・杉並区教育委員会

ご意見をお寄せください。(区民等の意見提出手続)

杉並区就学前教育振興指針(案)につきまして、郵便、ファクス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見用紙に書いて、皆様のご意見をお寄せください。区公式ホームページの電子掲示板にご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所(在勤の方は勤務先の名称及び所在地、在学の方は学校名と所在地)、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください(公表はいたしません)。

いただいたご意見の概要とそれに対する区及び教育委員会の考え方は、平成24年10月頃に公表する予定です。

* 策定の趣旨等は案本文に掲載しております。

【閲覧場所】

保健福祉部保育課子供園担当(区役所東棟3階)、区政資料室(区役所西棟2階)、
済美教育センター、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館

- ◎ 意見募集期間 平成24年7月11日(水)から
平成24年8月9日(木)まで

- ◎ 意見提出先
 - 杉並区保健福祉部保育課子供園担当
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
FAX 03(5307)0688
E-mail hoiku-k@city.suginami.lg.jp
 - 杉並区立済美教育センター就学前教育担当
〒166-0013 杉並区堀ノ内2-5-26
FAX 03(3311)0402
E-mail seibi-el@city.suginami.lg.jp

- ◎ 杉並区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

- ◎ 問い合わせ先
 - 杉並区保健福祉部保育課子供園担当
電話 03(3312)2111(代表)
 - 杉並区立済美教育センター就学前教育担当
電話 03(3311)0021

杉並区就学前教育振興指針(案)

—豊かな人間性と生きる力の基礎を育むために—

平成24年6月

杉並区・杉並区教育委員会

目 次

I 指針策定の背景・趣旨	1
II 指針の位置づけ・期間	2
III 杉並区の就学前教育をめぐる状況	2
IV 杉並区の目指す「就学前の子どもの姿」	4
V 「就学前の子どもの姿」を実現するための目標と取組み方針	6
1 目標	
2 取組み方針	
(1)家庭における教育力の向上のために	
(2)地域における教育力の向上のために	
(3)幼児育成施設における就学前教育の充実のために	
VI 就学前教育の振興に向けて	11

用語の定義について

「杉並区就学前教育振興指針」において使用する用語の定義については、次のとおりとします。

- **乳幼児期**……生後から小学校就学前までのこと
- **幼児教育**……幼稚園教育要領及び保育所保育指針に則した3歳児から5歳児までの教育のこと
- **就学前教育**……生後から小学校就学前までの家庭、地域、幼児育成施設における教育を総称したもの(乳幼児期の教育)
- **幼児育成施設**……公立・私立を問わず、幼稚園、保育園などの乳幼児期における教育・保育を行う施設のこと
- **幼保小連携**……子どもの発達段階に応じた成長と学びを確保するため、幼稚園、保育園などの幼児育成施設と小学校が相互に連携を図る取組みのこと

I 指針策定の背景・趣旨

- 乳幼児期は、心情や意欲、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。そして、乳幼児期の教育(就学前教育)は、その後の学校教育における生活や学習の基盤を整える重要な役割も担っています。
- 国は、平成18年12月に教育基本法を改正し、家庭教育及び幼児教育に関する規定を盛り込むとともに、家庭・学校・地域の三者が連携・協力して子どもの教育にあたる視点を明確化しました。平成20年3月には、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂が行われ、幼児教育の指針としての両者の整合性がより一層確保されています。また、現在、国においては、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、質の高い教育・保育の一体的な提供や家庭における養育支援の充実を図るため、いわゆる「子ども・子育て新システム」の具体化に取り組んでいるところであり、次代を担う子どもに対する就学前教育の重要性がますます高まってきているといえます。
- 平成23年度に区が実施した区民意向調査においても、回答いただいた区民の約90%が、就学前教育の大切さを感じているという結果が得られています。また、同調査の中で、就学前教育を振興する上で必要なこととして、家庭の教育力の向上や幼児育成施設での教育・保育の充実が上位となっています。
- こうした中で、区は、本年3月に策定した「杉並区基本構想(10年ビジョン)」において、これまでの子ども・教育施策に関する取組みを踏まえ、「子どもの成長と学びへの切れ目のない支援」を戦略的・重点的な取組みの一つに掲げました。そして、同時期に策定した「杉並区教育ビジョン2012」において就学前教育の充実に取り組む考えを明らかにしており、これをいかに杉並区全体で着実に推進していくのかが大きな課題となっています。
- 就学前教育は、家庭教育を基盤としつつ、地域、そして幼稚園や保育園など小学校就学前の乳幼児が生活する全ての場面で行われるものです。そのため、家庭や地域、幼児育成施設が、必要な連携・協力を図りながら、それぞれのもつ教育機能をしっかりと果たしていくことが重要となります。

- 本指針は、こうした観点から、区が、区内の家庭、地域、幼児育成施設と連携・協力して就学前教育の振興を図り、杉並区の次代を担う全ての乳幼児の健やかな育成を図るための拠り所として策定するものです。

Ⅱ 指針の位置づけ・期間

- 本指針は、「杉並区基本構想(10年ビジョン)」及び「杉並区教育ビジョン2012」を踏まえ、杉並区における就学前教育振興の総合的な指針として策定します。
- 本指針に掲げた取組み方針については、「杉並区総合計画・実行計画」及び「杉並区教育ビジョン2012推進計画」をはじめとする各種行政計画並びに毎年度の予算に基づき、その具体化を図っていきます。
- 本指針の期間設定については、「杉並区基本構想(10年ビジョン)」及び「杉並区教育ビジョン2012」との整合を考慮して、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

Ⅲ 杉並区の就学前教育をめぐる状況

- 乳幼児期は、知・徳・体の面や人間関係の面で急速に成長する時期です。こうした子どもの生活は家庭が全ての基盤であり、家族との信頼関係を確立することが乳幼児期の成長と学びの第一歩となることから、家庭が乳幼児に与える影響は極めて大きいといえます。しかし、近年では、保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行等により、家族のふれあいの時間や人生経験豊かな祖父母等から学ぶ機会が減少しており、子育ての不安や悩みを抱える保護者の増加に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安やストレスなどによる子どもへの虐待は、社会全体の深刻な問題となっています。
- IT化の進展に伴うパソコンやゲーム機等の普及により、かつてのように戸外で元気に遊ぶ子どもの姿を目にすることが少なくなりました。また、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、地域の中で多くの人と関わる機会が少ない子どもや生活のリズムが乱れがちな

子どもが増える傾向にあります。

- 現在、区内の0歳から5歳までの乳幼児は、幼稚園に全体数の約30%、保育園に同じく約30%が就園しており、残る約40%は在宅等という状況になっています。このうち、0歳から2歳までに限って見ると、在宅等の割合が約60%と高くなっていますが、3歳から5歳までの子どもの90%以上は幼児育成施設に通っています。これらの公立・私立の幼児育成施設では、この時期の重要性を踏まえ、家庭だけでは経験できない日々の集団生活等を通して、子どもの成長と学びを促しています。
- 幼児育成施設の中には、私立による認定こども園や区立子供園として、保護者の就労形態に関わらず子どもを受け入れ、心身の発達段階に応じて就学前の教育・保育を一体的に実施する幼保一体化の取組みを行っている施設もあります。平成23年度の区民意向調査においては、こうした幼保一体化の取組みは重要だとする回答が約66%となっており、今後とも、国の動向等を見据えながら、各々の幼児育成施設の実態等に応じて幼保一体化の推進を図っていく必要があります。
- 就学前の子どもたちは、やがて大きな期待や希望を胸に小学校へ入学していきませんが、その中には、人とかかわりが上手くできずに小学校生活になじめなかったり、基本的な生活習慣が身につけていない、人の話をきちんときくことができないなどの実態が少なからず見受けられます。
- これらの状況から、区内の全ての家庭、地域、幼児育成施設が、子どもの発達や学びの連続性を考慮しつつ、小学校に入学する前の段階で、どのような子どもに育ててほしいのか、身につけてほしいことは何か等を共通理解するとともに、一層の連携・協力を図りながら杉並区全体で次代を担う全ての乳幼児の健やかな育成を図ることが重要です。

IV 杉並区の目指す「就学前の子どもの姿」

区は、家庭、地域、幼児育成施設との連携・協力のもと、全ての就学前の子どもに対し、豊かな人間性と生きる力の基礎を育む就学前教育の振興を図ることを通して、次に掲げる「就学前の子どもの姿」の実現を目指していきます。

この「就学前の子どもの姿」は、杉並区の就学前教育をめぐる状況を認識した上で、「杉並区教育ビジョン2012」が目指す人間像を実現するための5つの育みたい力を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示された就学前教育に必要とされる5領域の考え方等を考慮してまとめています。

○ 基本的な生活習慣を身につけた子ども

- ・あいさつができる子ども
- ・よく遊びよく食べよく眠る子ども
- ・自分のことは自分でしようとする子ども
- ・良い姿勢でいすに座れる子ども
- ・手洗いやうがいなど健康な生活に必要な習慣が身についている子ども

○ 豊かで強い心と健やかでたくましい体をもつ子ども

- ・自然の事象に感動する子ども
- ・気付き、疑問を感じる心をもつ子ども
- ・あきらめずにがんばる子ども
- ・何でもやってみようとする子ども
- ・戸外でのびのび遊ぶ子ども

○ しっかりと話を聞き、進んで話をすることができる子ども

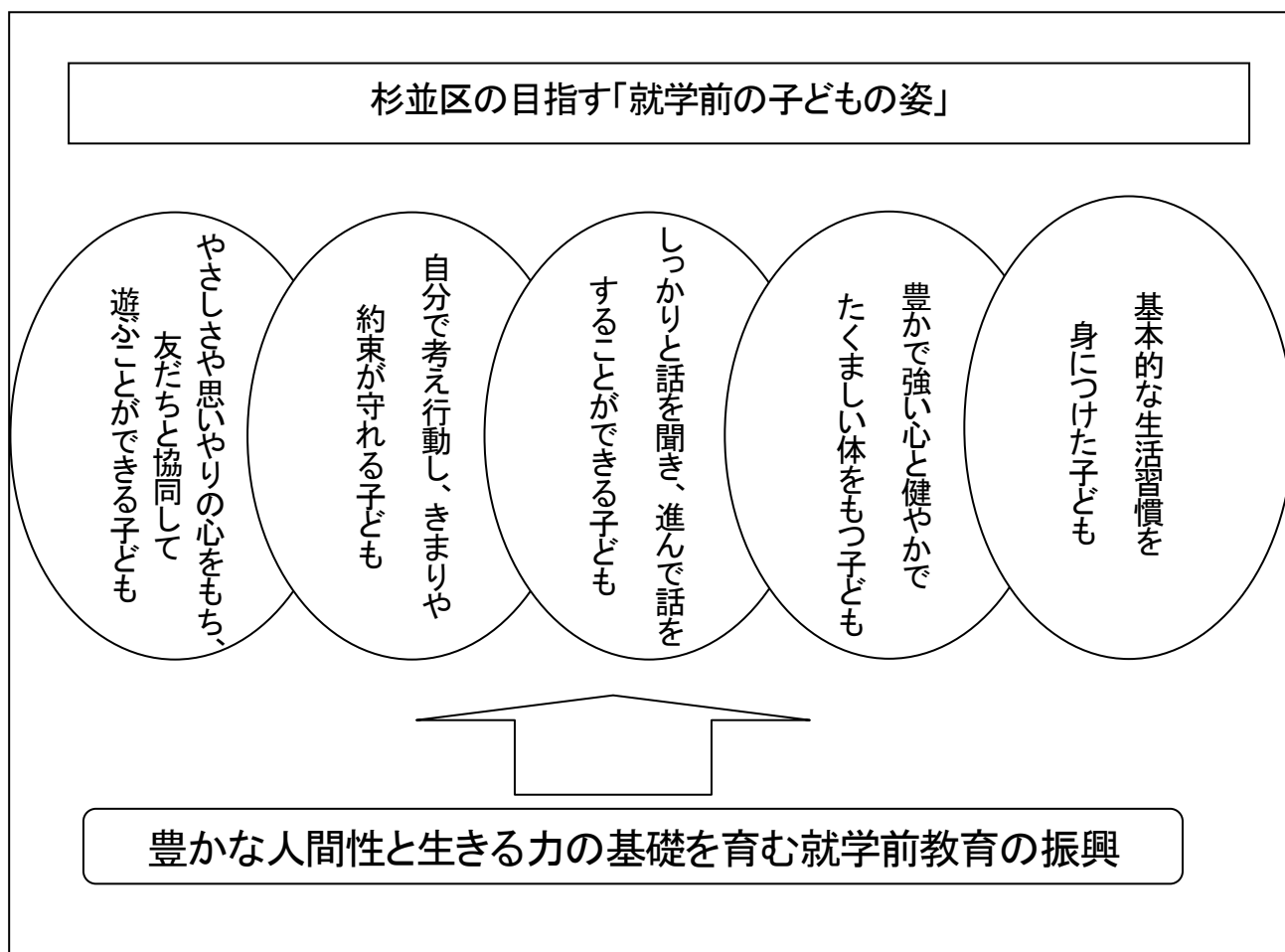
- ・相手に顔を向けて人の話を聞くことができる子ども
- ・自分の思いを言葉で伝えられる子ども
- ・相手の気持ちを感じとることができる子ども

○ 自分で考え行動し、きまりや約束が守れる子ども

- ・良いことや悪いことがあることを知り、考えながら行動できる子ども
- ・きまりや約束を守ることができる子ども
- ・その場の状況を理解し、今の時間は何をしたらいいのかが分かる子ども
- ・自分の物や友だちの物を大切にできる子ども

○ やさしさや思いやりの心もち、友だちと協同して遊ぶことができる子ども

- ・友だちを思いやることができる子ども
- ・自分を好きになり友だちを大切にできる子ども
- ・友だちと一緒に考えられ、協力・工夫して遊ぶ楽しさを感じられる子ども
- ・生命をいつくしむ気持ちをもてる子ども

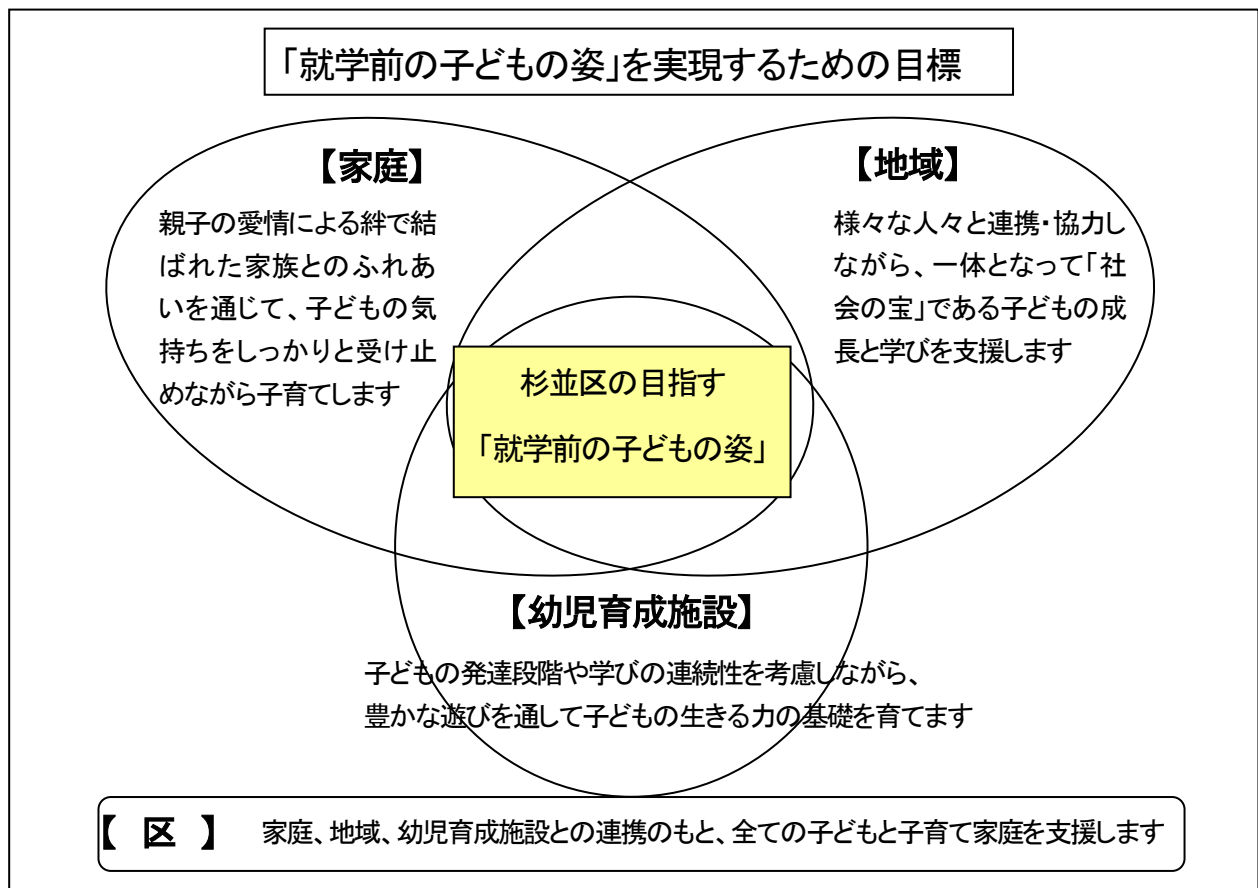


V 「就学前の子どもの姿」を実現するための目標と取組み方針

区は、「就学前の子どもの姿」の実現を目指し、次の目標と方針を掲げて必要な取組みを進めます。

1 目標

- 家庭は、親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもの気持ちをしっかりと受け止めながら子育てします
- 地域は、様々な人々と連携・協力しながら、一体となって「社会の宝」である子どもの成長と学びを支援します
- 幼児育成施設は、子どもの発達段階や学びの連続性を考慮しながら、豊かな遊びを通して子どもの生きる力の基礎を育てます
- 区は、家庭、地域、幼児育成施設との連携・協力のもと、全ての子どもと子育て家庭を支援します



2 取組み方針

(1) 家庭における教育力の向上のために

① 家庭教育への支援

保護者と子どもが共に育つ観点から、保護者が家庭教育について学習する機会や、保護者同士が交流し学びあえる場を拡充することなどを通して、親自身の学びとつながりづくりを支援します。

【主な取組み】

- 乳幼児親子のつどいの場の充実
- 家庭学級の実施
- 子育てサイトの充実
- 父親の家事・育児講座の実施

② 子育て相談体制の充実

保護者の子育て不安や悩みに適切に対応するため、妊娠届出や出産育児準備教室、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の機会を活用し、母子保健や育児全般に関する相談体制を充実します。また、子どもへの虐待や育児放棄などに迅速かつ的確に対応するよう、子ども家庭支援センターの機能強化を図るとともに、関係機関との連携・協力による相談・支援体制を充実します。

【主な取組み】

- 出産育児準備教室(母親学級、パパママ学級)の充実
- すこやか赤ちゃん訪問事業の実施
- 育児相談・講習会の充実

③ 一時預かり保育の充実

乳幼児を抱える保護者が通院などの用事やリフレッシュしたいときに、身近な場所で短時間保育を行う一時預かり保育を充実し、子育て家庭の負担感を軽減し、保護者のゆとりある子育てを支援します。

【主な取組み】

- ひととき保育等一時預かりの充実
- 緊急一時保育の実施
- ファミリー・サポート・センター事業の充実
- 子どもショートステイ事業の充実

④ 特別な支援を必要とする子どもへの支援推進

乳幼児健康診査や専門医等による相談、こども発達センターによる療育の充実を図ることなどを通して、発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもの成長と学びへの支援を推進します。

【主な取組み】

- 乳幼児健康診査の充実
- 保護者の相談事業(こころの相談、グループカウンセリング、子育て相談サロン)の充実
- ゆうライン相談等の充実
- 発達障害児の支援の充実

(2) 地域における教育力の向上のために

① 地域における子育て・教育支援のネットワークづくりの支援

中学校を中心とした区域単位で組織している地域教育連絡協議会の成果を発展的に継承した地域教育推進協議会をモデル設置するなど、乳幼児を含む子どもの子育て・教育を支援するため、地域の多様な主体が連携・協力しながら自主的に取り組むネットワークづくりを支援します。

【主な取組み】

- 地域教育推進協議会のモデル設置
- 家庭教育フォーラムの開催
- 地域子育てネットワーク事業(区民・NPO等の自主的活動支援とネットワークづくり)

② 地域における子育て・教育応援者の育成・支援

地域における子育て・教育を主体的に応援するための活動を行う区民・NPO等を育成するとともに、その自主的な活動の支援やスキルアップのための機会を提供することなどを通して、地域の子育て力・教育力の向上を図ります。

【主な取組み】

- すぎなみ地域大学の子育て支援講座の充実
- 子育て支援者のスキルアップ研修の実施

(3) 幼児育成施設における就学前教育の充実のために

① 幼児育成施設におけるカリキュラムの充実

就学前の学びが小学校へ円滑に接続していくよう、公立・私立を問わず全ての幼児育成施設で活用できるカリキュラムの充実を図り、就学前から小学校までの切れ目のない学びを支援します。

【主な取組み】

- (仮称) 幼保小連携カリキュラムの策定・推進
- 区立保育園保育実践方針の推進
- 区立子供園育成プログラムの推進

② 幼児育成施設の保育者の資質向上

就学前の子どもが質の高い就学前教育を受けられるよう、公立・私立の幼児育成施設が連携・協力して合同研修を実施するなど、就学前教育の担い手である幼児育成施設の保育者の資質の向上に取り組みます。

【主な取組み】

- 保育者研修の充実
- 公立・私立保育者の合同研修の充実

③ 幼保小連携の推進

公立・私立を問わず全ての幼児育成施設と小学校の円滑な接続を目指し、小学校入学前の子どもと小学校児童の各種交流活動を充実するとともに、幼児育成施設の保育者と小学校の教員がそれぞれの教育・保育内容の相互理解と連携を深めることや、幼児育成施設と小学校の保護者同士の交流機会を充実することなどを通して、幼保小連携の取組みを推進します。

【主な取組み】

- 幼保小連携教育の推進

④ 連続性のある特別支援教育の推進

幼児育成施設における保育者に対し、発達障害を含む特別支援教育に関する正しい理解と知識を深めていくとともに、特別支援教育に関する幼児育成施設での取組みを小学校・中学校における取組みに活かすなど、就学前から義務教育期間までの連続性のある特別支援教育を推進します。

【主な取組み】

- 特別支援教育の推進
- 幼保小特別支援教育研修の充実

⑤ 幼保一体化の推進

保護者の就労形態に関わらず子どもを受け入れ、心身の発達段階に応じて就学前の教育・保育を一体的に実施する区立子供園を整備します。また、国の動向等を見据えながら、各々の幼児育成施設の実態等に応じて幼保一体化の取組みを推進します。

【主な取組み】

- 区立子供園の整備
- 私立幼稚園の預かり保育の推進

VI 就学前教育の振興に向けて

- 杉並区における就学前教育を振興するためには、就学前教育の担い手である家庭、地域、公立・私立の幼児育成施設が、本指針の趣旨等を共通理解した上で、連携・協力を図りながら、それぞれの役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが求められます。そのため、区は、これらの関係者に対して、本指針を広く周知し共感を得るとともに、今後とも就学前教育に関する情報共有等を図りながら、指針に基づく取組みを着実に進めていきます。
- また、区が、杉並区における就学前教育の振興を図るために必要なコーディネート機能等をしっかりと果たすためには、子ども・子育て施策全般を所管する区長部局と教育課程等を所管する教育委員会の連携を一層強化する必要があります。こうした認識から、平成24年度に教育委員会に就学前教育の専管組織を設置したところであり、就学前教育の振興に向け、これまで以上に組織横断的な取組みを進め、全ての子どもと子育て家庭を支援していきます。

参 考 資 料

- 1 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会委員名簿
- 2 杉並区就学前教育振興指針の策定経過
- 3 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会設置要綱

1 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
1	森 仁 司	保健福祉部子ども家庭担当部長	委員長～H24. 3. 31
	徳 嵩 淳 一	保健福祉部子ども家庭担当部長	委員長 H24. 4. 1～
2	吉 田 順 之	教育委員会事務局次長	副委員長
3	田 中 哲	教育委員会事務局参事	H24. 4. 1～
4	高 橋 幸 生	保健福祉部子育て支援課長	～H24. 3. 31
	原 田 洋 一	保健福祉部子育て支援課長	H24. 4. 1～
5	小 松 由美子	保健福祉部子ども家庭支援担当課長	H24. 4. 1～
6	渡 辺 幸 一	保健福祉部保育課長	～H24. 3. 31
	出 保 裕 次	保健福祉部保育課長	H24. 4. 1～
7	正 田 智枝子	保健福祉部子供園担当課長	
8	寺 井 茂 樹	保健福祉部副参事（子供園担当）	H23. 4. 1～
9	後 藤 行 雄	保健福祉部児童青少年課長	～H24. 3. 31
	伊 藤 宗 敏	保健福祉部児童青少年課長	H24. 4. 1～
10	宮 本 謙 一	杉並区立高井戸保健センター所長	H24. 4. 1～
11	北 風 進	教育委員会事務局庶務課長	
12	日 暮 修 通	教育委員会事務局学務課長	
13	田 中 稔	杉並区立済美教育センター副所長 杉並区立済美教育センター所長	～H23. 3. 31 H24. 4. 1～
14	飯 塚 善 行	杉並区立済美教育センター統括指導主事	～H24. 3. 31
	出 町 桜一郎	杉並区立済美教育センター統括指導主事	H24. 4. 1～
15	大 澤 聖 隆	区内私立幼稚園代表（世尊院幼稚園長）	
16	澤 津 弘	区内私立保育園代表（杉並の家保育園長）	
17	倉 澤 昭	杉並区立桃井第三小学校長	
18	小 堂 十	杉並区立久我山小学校長	
19	中 島 豊	杉並区立天沼小学校長	

20	中村 まゆみ	杉並区立成田西幼稚園副園長	～H23. 3. 31
	藤川 ゆり	杉並区立高井戸西幼稚園副園長 杉並区立下高井戸子供園副園長	H23. 4. 1～H24. 3. 31 H24. 4. 1～
21	酒井 啓子	杉並区立阿佐谷北保育園長	～H24. 3. 31
	奥田 恵子	杉並区立井草保育園長	H24. 4. 1～
22	島田 恵子	保健福祉部保育課指導係長	～H23. 3. 31
	萩原 康子	保健福祉部保育課指導係長	H23. 4. 1～
23	神保 宏子	杉並区立高井戸保健センター保健指導担当係長	
24	勝野 高好	環境部環境課活動推進係長	
25	稲葉 美賀子	杉並区立堀ノ内子供園	

事務局

	氏名	所属・職	備考
1	加藤 康弘	杉並区立済美教育センター指導主事	
2	片岡 忠	杉並区立済美教育センター就学前教育担当係長	H24. 4. 1～
3	古谷 哲	教育委員会事務局学務課学事係長	～H24. 3. 31
4	松井 保利	保健福祉部保育課管理係長	～H24. 3. 31
	高林 典生	保健福祉部保育課管理係長	H24. 4. 1～
5	笠 洋一	保健福祉部保育課子供園担当係長	～H23. 3. 31
	齊藤 利昭	保健福祉部保育課子供園担当係長	H23. 4. 1～

2 杉並区就学前教育振興指針の策定経過

回次	開催日	主な議事
第1回	平成 22 年 11 月 12 日	○委員委嘱 ○検討委員会設置の趣旨について
第2回	平成 22 年 12 月 21 日	○就学前施設についての課題の整理
第3回	平成 23 年 2 月 2 日	○在宅家庭についての課題の整理
第4回	平成 23 年 4 月 27 日	○子どもについての課題の整理
第5回	平成 23 年 6 月 3 日	○就学前教育をめぐる課題整理のまとめ ○育ててほしい子ども像について
第6回	平成 23 年 7 月 11 日	○育ててほしい子ども像について ○必要な支援の今後の方向性について
第7回	平成 23 年 8 月 29 日	○育ててほしい子ども像について ○子ども・子育てに対する今後の支援の方向について
第8回	平成 23 年 10 月 28 日	○ビジョンの位置づけ、構成・目的の検討について
第9回	平成 23 年 12 月 9 日	○家庭教育の意義、役割について ○施策の方向性・取組み等について
第10回	平成 24 年 2 月 6 日	○（仮称）就学前教育振興ビジョン骨子について
第11回	平成 24 年 5 月 29 日	○就学前教育振興指針(案)について

3 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会設置要綱

平成22年10月29日

杉並第 39555 号

改正 平成23年4月19日杉並第3985号

改正 平成24年5月21日杉並第9620号

(設置)

第1条 杉並区における就学前の幼児教育・保育の総合的な展開に向けた指針等を検討するため、就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 0歳児から就学前の幼児の育成に関すること。
- (2) 就学前施設と学校との連携等に関すること。
- (3) 家庭や地域社会の教育力の向上に関すること。
- (4) 公私等の役割分担に関すること。
- (5) その他就学前の幼児教育・保育に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、保健福祉部子ども家庭担当部長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統括する。

(副委員長)

第5条 副委員長は、教育委員会事務局次長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条 委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員会の事務を補佐するとともに、委員会の指示する事項を検討する。

3 幹事会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 幹事長 保健福祉部保育課長
- (2) 副幹事長
杉並区立済美教育センター統括指導主事
- (3) 幹事
保健福祉部子育て支援課長

保健福祉部子ども家庭支援担当課長

保健福祉部子供園担当課長

保健福祉部副参事（子供園担当）

教育委員会事務局庶務課長

教育委員会事務局学務課長

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保育課、済美教育センターにおいて処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

附 則（平成23年4月19日杉並第3985号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月21日杉並第9620号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

保健福祉部子ども家庭担当部長
教育委員会事務局次長
教育委員会事務局参事
保健福祉部子育て支援課長
保健福祉部子ども家庭支援担当課長
保健福祉部保育課長
保健福祉部子供園担当課長
保健福祉部副参事（子供園担当）
保健福祉部児童青少年課長
杉並区立高井戸保健センター所長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局学務課長
杉並区立済美教育センター所長
杉並区立済美教育センター統括指導主事
杉並区立桃井第三小学校長
杉並区立久我山小学校長

杉並区立天沼小学校長
杉並区立下高井戸子供園副園長
保健福祉部保育課指導係長
杉並区立井草保育園園長
杉並区立高井戸保健センター保健指導担当係長
区内私立幼稚園代表
区内私立保育園代表
その他委員長が指名する者

ご意見をお寄せください

～杉並区就学前教育振興指針（案）について～

次の1から3までの該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください（お名前等の公表はいたしません）。

1 杉並区内にお住まいの方

お名前	ご住所
-----	-----

2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前	ご住所
勤務先	
学校名	所在地

3 事業者の方

事業者名	所在地	代表者名
------	-----	------

【ご意見をご記入ください】

【提出方法】 ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

☆ 期 限 平成24年8月9日（木）必着

☆ 提出先

○杉並区保健福祉部保育課子供園担当

〒166-8570

杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03(3312)2111（代表）

FAX 03(5307)0688

○杉並区立済美教育センター就学前教育担当

〒166-0013

杉並区堀ノ内2-5-26

電 話 03(3311)0021

FAX 03(3311)0402

◎ ご意見に対する区及び教育委員会の考え方は、広報すぎなみ、区公式ホームページで平成24年10月頃に公表する予定です。